

(別表1)

事業継続力強化支援計画

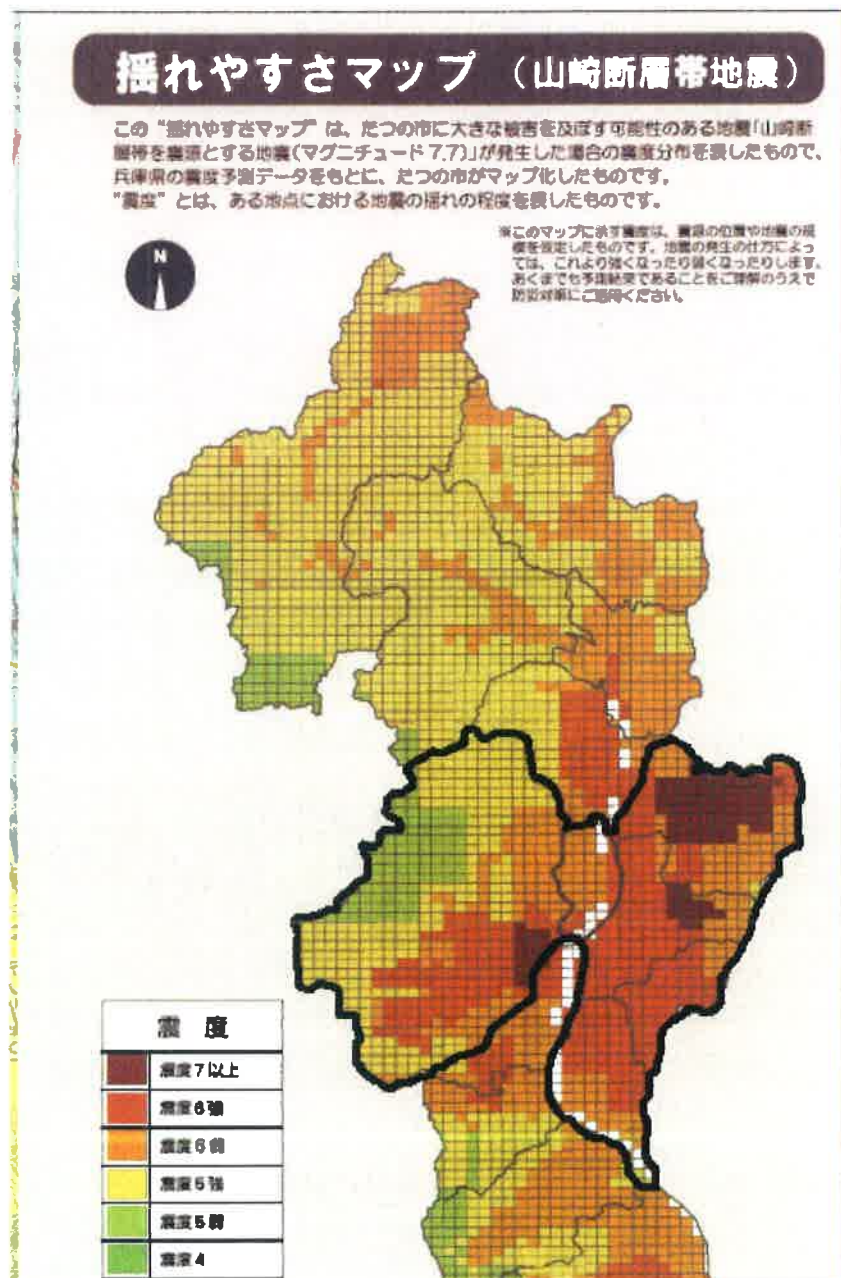
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地震災害の危険性

下表「揺れやすさマップ」参照（黒字で囲んだ範囲内を商工会議所管内とする）



(出典：たつの市ハザードマップ)

兵庫県内には六甲断層帯、有馬高槻断層帯、山崎断層、中央構造線淡路南縁断層帯など多くの活断層が分布しており、1995年の兵庫県南部地震は、こうした活断層が大きな災害をもたらす危険性について、一般にも強く認識させるところとなっている。なお、本市域において大きな影響が予想されるのは、山崎断層である。山崎断層については、「新編日本の活断層」では、岡山県北部～兵庫県東南部にかけての6つの活断層（大原、土万、安富、暮坂峠、琵琶甲、三木の活断層）をまとめて、山崎断層（系）と称している。被害については、上図に示すとおり、管内における地震の被害予想では、ほぼ全域において震度6弱以上の揺れが想定されているが、特に東北部の林田川沿川平坦部、中央部の揖保川右岸平坦部で震度7以上の激しい揺れになると想定される。

【想定される山崎断層帯地震と被害の特徴】

地震調査推進本部の地震調査委員会における活断層及び海溝型地震の長期評価結果に基づき、兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、山崎断層帯地震の地震規模と発生確率は、以下のとおりである。

〈想定される山崎断層帯地震の規模と発生確率〉

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
主部（南東部）	7.3程度	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.02%	0.002%～0.05%
南部（北西部）	7.7程度	0.09%～1%	0.2%～2%	0.4%～4%

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（平成27年1月1日）

*尚、本管内は山崎断層帯南部（北西部）に位置している。

山崎断層帯地震の被害の特徴を以下に示す。

貞観10年（868年）8月3日10時ごろ播磨地方に大地震が発生した。

“堂塔伽藍コトゴトク倒ル”との記載が三代実録にあるが、その被害分布から震源は播磨の国府（姫路市）辺りで、おおむねマグニチュード7とされている（播磨の大地震）。1979年、旧安富町における断層を掘削（トレンチ）した結果では、播磨大地震の震源は山崎断層であったと推定されている。868年の地震以前の活動もあつたらしいが、年代判定は困難とされている。

これらから、山崎断層帯のおおよその活動周期も、1,000年～5,000年の幅を有すると考えられている。山崎断層帯では、この868年の播磨の地震以後、M7級の地震は発生しておらず、既に1,100年を経過している。その意味では警戒が必要である。

平成7年の兵庫県南部地震直後から山崎断層帯周辺の微小地震活動が活発化している。この原因は、兵庫県南部地震で六甲～淡路の断層系がずれたために周辺地域の応力分布に増減が生じたとする考えがある。これとは別に地殻ブロックの相互の働きによるもの考えもある。山崎断層帯地震は、震源地付近では震度7に達することもあり得る内陸直下型地震で、その場所が臨海部に近いほど播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフラインなどへの大きな被害の発生が予想される。

【想定される南海トラフ地震の規模と発生確率】

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（平成27年1月1日）

南海トラフ地震の被害の特徴を以下に示す。

南海トラフ地震は、これまでのパターンから考えて、21世紀前半に発生する可能性が極めて高く、平成13年兵庫県が発表した、津波災害研究会の調査結果によると、1854年の安政南海地震(M8.4)を基本地震とし、発生した場合、長時間(1分以上)揺れが継続し、龍野地域では震度6弱に達すると予想される。

② 水害の危険性

別表「たつの市防災マップ」参照

管内における水害危険性としては、国直轄河川である一級河川揖保川水系揖保川(以下「揖保川」という。)が中心部を、同揖保川水系林田川(以下「林田川」という。)が東部をそれぞれ南北に貫いて流れており、過去においては昭和51年9月の台風第17号、平成2年9月の台風第19号及び、平成16年9月の台風第21号により大きな水害被害が発生している。なお、100年に一度の風水害を想定した本市の防災マップによれば、管内平坦部の大半における浸水を想定している。特に、揖保川と林田川の合流地帯を中心に両河川の間にある平坦部のほぼ全域が浸水すると見込まれている。また、本川の水位上昇により水路、小河川の流下が妨げられることによる内水氾濫による浸水被害も考えられる。

さらに、近年では、予測できない集中豪雨が頻発し、全国的にも30年前と比較すると、猛烈な雨(80mm/h)が降る回数が約1.6倍に増加している。瀬戸内気候である管内は比較的温暖で降雨の少ない地域であるが、近年の異常気象によるゲリラ豪雨等を考慮して最大限の注意を払う必要がある。

③ 山地災害の危険性

別表「たつの市防災マップ」参照

本市は山地が市域の約43%を占め、地形は急峻で不安定な地質条件のところが多く、風水害、地震等によって引き起こされる自然災害(山腹崩壊、崩壊土砂流出、急傾斜地の崩壊、土石流危険渓流等)については人的、物的に被害を受けるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,727人

・小規模事業者数 1,380人

龍野商工会議所の管轄区域内は、全国トップシェアを誇る「淡口醤油」、手延素麺「揖保乃糸」「皮革」があり、揖保川流域、林田川流域との両川沿いにこれらの地場産業を中心とした商工業者が事業を営み、大手の進出企業を中心に製造業においても両川沿いに工業団地を形成している。また、管内西部の揖西地区では、山陽自動車道龍野西インター周辺に流通団地や播磨龍野企業団地が整備されている。

商業においては、JR本竜野駅周辺の川東地区に大型店や飲食小売店が集積し、国道2号、国道179号、県道姫路上郡線等の幹線道路沿いに大手量販店やチェーン店が立地している。また、重要伝統的建造物群保存地区に選定された川西地区は、町屋を改造した飲食小売店が増加している。したがって、たつの市防災マップにおいても大雨による浸水被害が予想される流域に商工業者が多い状況である。

(3) これまでの取組

1) たつの市の取組

・防災計画の策定

たつの市、たつの市民の防災指針として「たつの市地域防災計画」、「たつの市水防計画」策定をしており、毎年1回「たつの市防災会議」により計画の見直しを行っている。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、従来あれほどの大地震を想定しておらず、事前に十分な対策が講じられていなかったために、被害の拡大を食い止めることができなかつた面もある。そのため、これらの教訓を踏まえ、災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検し、市その他の防災関係機関さらには関係団体や市民の防災上の役割を明確にするなど、より実践的な指針となるよう、現行の計画を事象ごとに見直しを行っていく。

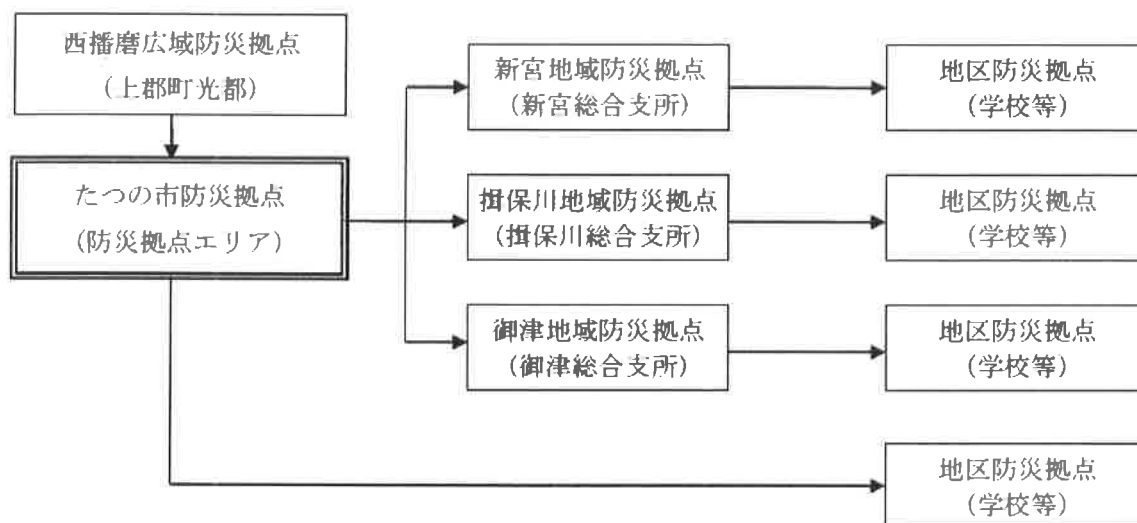
・防災訓練の実施

地域防災拠点に位置付けられた拠点ごとに、自主防災組織、たつの市、たつの市消防団を始めとした関係機関参加の下、毎年防災訓練を実施している。

・たつの市防災拠点

市役所、西はりま消防組合、中川原グランドなどの施設と周辺地域と一体的に防災拠点エリアとして位置づけ、災害対策管理機能、生活必需品物資備蓄機能等の危機管理体制を整えている。なお、本部は龍野地域である。

災害時において地域の救援、救護、復旧活動の拠点となる新宮・揖保川・御津総合支所を地域防災拠点として位置付ける。



また、日常時は、コミュニティ形成の場であるが、緊急時には市民の避難と救援の拠点として機能する学校施設、公民館、公園などの施設を地区防災拠点に位置付ける。

「自らの命、自らのまちは自らが守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民による自己備蓄や消火・人命救出活動等への協力を促すほか、地域の自主防災組織の育成を強化するなど、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取組を推進し、市民参加による防災体制の確立を図る。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画の修正や避難所運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進し、障害者、高齢者等の参画についても促進する。

・防災備品（食料、生活必需品等の調達・供給）の備蓄

【食料品、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達方針】

大規模災害時には、発災後3日間、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。

方針については、県地域防災計画において食料の備蓄は、下表のとおり計画されているため、これを踏まえ備蓄・調達の方針を定める。

食料、飲料水及び生活必需品等は、県による備蓄、事業者による流通備蓄、市民の備蓄、市の備蓄により確保を図る。

また、災害時における物資の供給に関する協定を生活協同組合コープこうべやマックスバリュ西日本等とも締結しており、緊急時には生活物資の供給を要請できるものとなっている。

【兵庫県地域防災計画の食料の備蓄方針】

	県民による備蓄	行政による備蓄	
		市町	県
コミュニティ域又は 小中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	—
市町域レベル	—	被災者の1日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)	—
広域レベル	—	—	被災者の1日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)
合 計	3日分	2日分	1日分

【食料、生活必需品等の調達方針】

(1) 食料

1	目標数量	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び事業所は、3日分の食料を備蓄する。 市は、避難者（山崎断層帯地震発生時の想定避難者数 9,942 人）の2日分を現物備蓄（内1日分は流通備蓄を確保）する。
2	品目	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄品目は、アルファ化米、乾パン、飲料水及び非常食等とする。 調達品目は、パン、おにぎり、缶詰、弁当、育児用調製粉乳、流動食等とする。ただし、品目によっては、幼児、女性、避難行動要支援者等対象者や用途を考慮する。
3	方法	<ul style="list-style-type: none"> 市は、防災拠点、地域防災拠点に備蓄する。 市は、食料の調達について、県とともに他の自治体との広域応援協力体制を整備する。 量販店と協定を締結し、流通備蓄の確保に努める。

(2) 生活必需品

1	目標数量	・原則、(1)食料の目標数量に準ずる。 ・市は、品目によっては、幼児、女性等対象者や用途を考慮して数量を見積る。
2	品目	・備蓄品目は、毛布、ブルーシート、懐中電灯等とする。 ・調達品目は、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ（大人用、小児用）、下着、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、乾電池等とする。ただし、品目によっては、幼児、女性、避難行動要支援者等対象者や用途を考慮する。
3	方法	・原則、(1)食料の方法に準ずる。

食料、生活必需品等の管理・配布体制の整備

1	食料及び生活必需品等の受取に関する方法を定め、市民に周知
2	食料、生活必需品等の搬送、管理及び配布の手順を計画し、マニュアルを作成

【応急給水】

1 飲料水の確保計画

市は、災害のために、飲料水又は医療用に適する水を得ることが出来ない者に対し、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル供給することを目標とし、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置や備蓄倉庫への飲料水の確保等に努める。

2 応急給水用資機材の備蓄・調達

災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の低下に備え、資機材は分散して管理し、速やかに応急給水ができるようにする。

3 給水体制の整備

(1) 緊急貯留システム・給水拠点の整備

施設の復旧回復までの間、必要な応急給水のための、緊急時の給水拠点、運搬給水拠点、応急給水栓を整備する。

1	短期的対策	地区防災拠点等に、緊急給水拠点として「飲料水兼用耐震性貯水槽」を設置
2	中長期的対策	配水池に緊急遮断弁を整備し、水の確保を図るとともに、応急給水栓として活用できる消火栓を整備

2) 龍野商工会議所の取組

- ・事業継続計画普及促進資料等を活用した巡回指導
 - ・BCP策定支援セミナーの実施
 - ・龍野商工会議所内防災訓練の実施
 - ・地区振興委員、各業界団体、商店街等との連携による情報収集体制の構築
- ※管轄エリアを6地区に分け、龍野商工会議所と事業者のパイプ役として各2名の地区振興委員を配置している。

II 課題

現状は、緊急時の対応については龍野商工会議所内の防災体制にとどまっており、発災時の商工業者の状況把握や支援体制、たつの市との被害情報報告について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、緊急時の対応を構築するための予算や人員が不足している。加えて、事業者BCP策定指導を行う指導員のレベルアップが必要。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し巡回経営指導時に、たつの市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の発生リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、龍野商工会議所とたつの市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、たつの市等関係機関との連携体制を維持する。

○成果目標

- ・策定目標については、小規模事業者にとって作成が比較的平易な簡易版BCP作成から事業継続計画の必要性を啓発し、そこから事業継続力強化計画の作成に導くとともにフォローアップを行い実行に結び付けることを目標とする。

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,727	1,380	R 2	4	2
		R 3	4	2
		R 4	6	3
		R 5	6	3
		R 6	8	4

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・龍野商工会議所とたつの市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

下記対策を年2回開催している商工行政連絡会（構成員：龍野商工会議所とたつの市）において、状況確認や改善点等について協議する。

【商工会議所】

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの認識に向けた周知
 - ・会報やホームページなどにおいて、国の施策案内やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む管内小規模事業者の事例紹介等を行う。
 - ・巡回経営指導時に、たつの市防災マップなどを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について情報提供及び説明をするとともに、行政施策を紹介する。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを年1回程度開催し、必要に応じて事業所へ専門家を派遣する。
 - ・水害の恐れが高い川西地区や揖保町南部地区の事業者に対し、龍野川西商店会や松原皮革協同組合と連携し災害リスクについての勉強会を実施する。
- 2) 商工会議所自身の事業継続計画の運用・不断の見直し
 - ・龍野商工会議所自身の、事業継続計画を必要に応じて見直す。
- 3) 連絡体制の構築
 - ・正副会頭を含む役員・議員企業、地区振興委員、各業界団体、商店街等との連絡体制を構築する。
- 4) 関係団体等との連携
 - ・地区振興委員、管内金融機関、各種団体等30ヵ所程度に普及啓発チラシ設置を依頼する。
- 5) フォローアップ
 - ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を巡回時に年1回行う。
- 6) 当該計画に係る訓練の実施
 - ・自然災害（地震、大規模水害、山地災害）が発生したと仮定し、たつの市等との連絡ルートの確認や机上シミュレーションによる体制確認を相互に行う。

【市】

広報、ホームページなどにおいて市の施策案内やリスク対策について啓発する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 発災直後の対応

発災後1時間以内に職員の安否確認を行った上で、すみやかに市災害対策本部に連絡をとり市全体の被害状況を共有する。

【商工会議所】

職員自身の判断により生命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身が先ず身の安全を確保し、自己の心身の安全確保が可能であると判断したのちに出勤する。

龍野商工会議所における災害時職務分担については、「龍野商工会議所事業継続計画」に記載した通りとする。

【市】

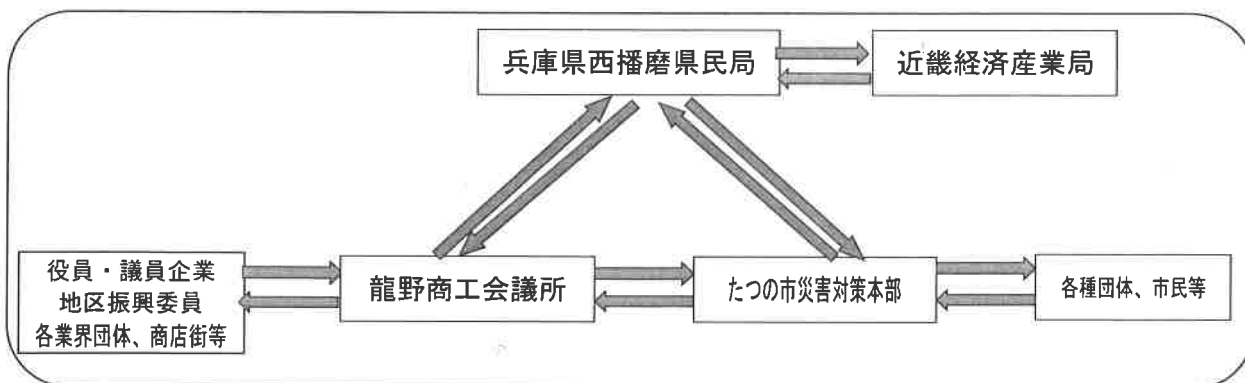
災害時対応については、「たつの市地域防災計画」において定められた「災害応急対策計画（別添資料）」における事務分掌に従う。

2) 兵庫防災ネットからたつの市の状況について情報を収集する。

3) 大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を龍野商工会議所とたつの市で共有する。

< 3. 発災時における情報共有 >

- ・龍野商工会議所とたつの市は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）について相互に情報収集に努めるものとし、収集した情報については兵庫県西播磨県民局を加えた三者で情報共有する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・龍野経済交流センターが被災した場合は、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・必要に応じて特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当所職員だけで対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を兵庫県商工会議所連合会に依頼する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

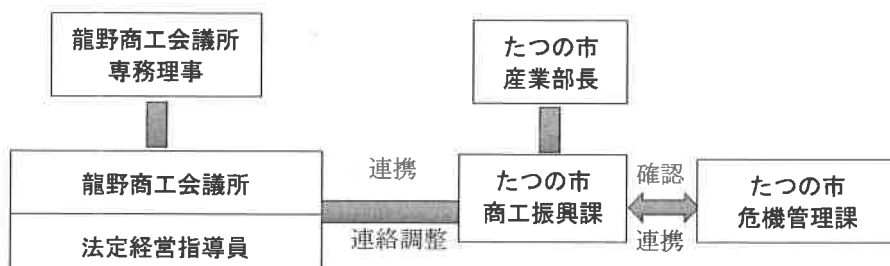
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年 1 2月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 衣笠 善智 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町連絡先

①商工会議所

龍野商工会議所 中小企業相談所

〒679-4167 たつの市龍野町富永 702 番地の 1

TEL : 0791-63-4141 / FAX : 0791-63-4360

E-mail : tcci@tatsuno.or.jp

②関係市町

たつの市 産業部商工振興課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL : 0791-64-3158 FAX : 0791-63-2594

E-mail : shokoshinko@city.tatsuno.lg.jp

たつの市 総務部危機管理課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL : 0791-64-3219 FAX : 0791-63-2594

E-mail : kikikanri@city.tatsuno.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	400	350	400	350	350
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 職員研修費	50		50		
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、兵庫県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

